可児市長 冨田 成輝 様

可児市いじめ防止専門委員会 委員長 橋本 治

活動状況報告書

可児市子どものいじめの防止に関する条例(平成24年条例第23号)第18条第1項に基づき、次のとおり令和元年度の活動状況を報告します。

【報告書内訳】

- 1 令和元年度 可児市いじめ防止専門委員会活動報告
- 2 令和元年度 可児市いじめ防止専門委員会活動の成果と課題
- 3 令和2年度 可児市いじめ防止専門委員会活動計画

令和元年度 可児市いじめ防止専門委員会活動報告

令和2年4月22日

I いじめ相談等の受付、調査及び調整等の状況

1 概 況

・ 平成31年4月から令和2年3月までに新規のいじめ相談・通報13件、その他の相談3件、 計16件の事案に対応した。

いじめ相談等受付件数の推移

(件)

年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	元
いじめ	27	36	28	28	18	16	12	13
その他	5	8	8	8	7	4	4	3
計	32	44	36	36	25	20	16	16

・ 専門委員会が、いじめ相談を開始して8年が経過した。いじめの相談は、27年度までは 27~28件で推移してきたが、 28年度から減少し始め、今年度の相談は13件で、これまで の最低だった昨年度より1件増加した。

建25年度はその前年に大津市中学生自死事件があり、いじめへの関心が非常に高まった時期であり、全国的に件数は増加した。

(1) いじめ相談

- ・ いじめ相談 13 件のうち 5 件は終結とした。「いじめ行為が止んでいる」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない」ことを終結の目安としているが、匿名希望の相談で積極的な対応ができないものも含まれている。
- 残る8件については次年度も継続して支援を行う。
- ・ 子ども本人からの相談は3件(前年度3件)であった。専門委員からのイラストによるいじめ防止の呼びかけを掲載し、当委員会への連絡手紙を付けた「いじめ防止パンフレット」を市内の全小中学生に配布している。2件は、この手紙を利用した相談であった。子どもが相談しやすい環境となるよう、さらなる工夫と整備が求められる。
- ・ 前年度から継続した 11 件のいじめ事案への相談対応を併せておこなった。直接のいじめ行為はなくなっているが、主として子ども本人やその家庭環境等の要因で安定した登校、学校生活に至っていないため、継続的に支援してきた。今年度、継続の8件を終結とした。

(2) その他の相談

・ 小学校から中学校にかけていじめられた。そのため約30年間、精神的に不安定になった。当時言われた悪口は決して言ってはいけないことを関係者に伝えてほしいという成人 男性からの電話や、学校の先生とのトラブルの相談、不登校の相談3件に対応した。

(3) 次年度への継続

・ 今年度相談受付の継続中のいじめ相談事案8件、前年度からの継続の未終結事案3件は、

次年度も継続して対応する。

2 特 徴

令和元年度の相談に関して、特徴的な事項は次のとおりであった。

- ・ 本年度の当委員会への相談件数は16件であり、平成24年に相談活動が始まって以来最低となった昨年度と同数であった。ただし、専門委員・事務局職員の学校訪問懇談時には、いじめに繋がる可能性のある事案の他、明らかないじめの事案が各学校から少なからず話題に上った。また、いじめ認知件数は各校とも増加傾向にある。これらは、学校いじめ防止基本方針に基づく一致協力体制により、学校全体の取組の中で早期に解決されており、学校でのいじめ防止、解決への取り組みの成果と捉えられる。そのために、当委員会への相談、訴えの減少傾向が続いていると推察される。
- ・ いじめ解決に生活支援が求められる事案も継続して存在しており、福祉、子育て関係担当 課と情報を共有しての相談対応が続いている。今後も問題解決に向けて関係機関等との連携 を強化した取り組みが必要となる。
- ・ 何らかの発達に起因するいじめ事案も高い割合で発生している。専門委員も学校訪問した際に、対象児童生徒を観察して対応方法を助言している。今後も学校及び子育て関係担当課と連携した対応が重要となる。発達障がいに対する周りの理解を高めること、クラスのいじめを許さない雰囲気づくりが引き続き求められる。
- ・ 外国籍児童生徒が関わる相談もある。ことばの理解が十分でないことや文化、生活習慣の 違いなどで、事案での問題事実の気づき、理解が難しい場合がかなり多い。外国語通訳や学 校と連携した対応の必要性がさらに高まっている。
- ・ SNSを利用しての悪口等のネットいじめの相談がある。学校訪問時にも学校からのいじめ報告事例として増加傾向にある。被害者の知らないうちに広まることや掲載削除の難しさの他、SNSの種類によっては匿名性が確保されやすいという特徴がある中でのいじめとなることが多いため、学校での把握が難しくなりつつある。こうしたことから子どもたちやその保護者への情報モラル教育の更なる充実が求められる。
- ・ 相談者の中には、匿名希望の方も何人かあり、最初の相談があってからその後のフォロー をすることが難しいケースとなっている。また、高校生の保護者からの相談もあるが、お話 を傾聴して他の相談機関の紹介にとどまってしまう場合もある。
- ・ 「専門委員のケース担当制」を採用して、相談対応した。事案の子どもの特性や問題の特 徴により、適任の委員を選んできた。委員と相談員の普段からの連絡・相談で一層専門性を 活かした対応が可能となっている。

Ⅱ 会議開催状況

1 専門委員会会議

6回の会議を開催した。各回とも新規相談ケース及び継続中ケースについて対応方法の検討や事務局による定期学校訪問の結果について協議を行った。その他の主な議題は次に示したとおりである。

- 第1回(44回) 5月23日(木)
 - 専門委員会活動(日程等)について

- ・ 尾木特別顧問との懇談会の持ち方について
- 第2回(45回) 7月25日(木)
 - ・ 「可児市いじめ防止基本方針」における3つの指標(学校生活満足度、いじめ経験比率、 いじめ認知件数と解消件数)について
- 第3回(46回) 9月26日(木)
- 第4回 (47回) 11月28日 (木)
- 第5回(48回) 1月23日(木)
 - ・次年度の専門委員会活動計画について
- 第6回(49回) 3月26日(木)
 - ・令和元年度活動報告案及び令和2年度事業計画案について

2 いじめ問題対策連絡協議会

- (1) 代表者会議: 6月6日(木) 橋本委員長出席。
 - ・ いじめ問題対策連絡協議会及び本市のいじめ防止の取り組みについて
 - ・ 平成30年度可児市いじめ防止専門委員会活動報告について
 - ・ 各構成機関の取り組みについて

3 委員と関係者との懇談会

【小学校教職員との懇談会】

市内中学校5校を訪問し、学校から提出されたいじめ事案等について意見交換を行った。

- · 10 月 25 日(金)旭小学校: 橋本委員長、掛布委員、梶井委員、山本、戸松
- ・ 10 月 28 日 (月) 桜ケ丘小学校 : 水野副委員長、掛布委員、梶井委員、山本、戸松
- 11月21日(木)今渡北小学校:橋本委員長、梶井委員、山本、三宅
- · 11月27日(水)今渡南小学校:水野副委員長、掛布委員、梶井委員、山本、三宅
- 12月 4日(月)帝京大学可児小学校:橋本委員長、梶井委員、山本、戸松
- 12月17日(火)東明小学校 :橋本委員長、掛布委員、梶井委員、山本、三宅

【尾木直樹特別顧問との懇談】

• 7月7日(日)

いじめ防止専門委員会の活動への関わりについて、尾木特別顧問と意見交換を行った。

Ⅲ 小中学校への定期的学校訪問(教職員と事務局職員との懇談会)

1 校あたり 2 カ月に 1 回事務局職員が訪問し、教職員(生徒指導関係)とその学校の児童生徒の状況及び懸案ケースについて意見交換を行った。

· 今渡南小学校: 5月27日、7月12日、9月9日、1月20日

・ 土田小学校 : 6月28日、8月6日、10月31日、12月24日、2月25日

・ 帷子小学校 : 6月4日、9月4日、10月1日、12月10日、2月6日

・ 春里小学校 : 6月13日、8月21日、10月3日、12月19日、2月13日

· 旭小学校 : 5月14日、7月9日、9月10日、1月21日

・ 東明小学校 : 5月21日、7月4日、9月24日、1月24日

· 広見小学校 : 6月3日、9月2日、10月2日、12月12日、2月5日

- 南帷子小学校: 6月18日、8月5日、10月9日、12月5日、2月10日
- ・ 桜ケ丘小学校: 5月15日、7月10日、9月20日、1月27日
- 今渡北小学校: 5月17日、7月17日、9月3日、1月22日
- · 兼山小学校 : 5月24日、7月4日、9月3日、11月29日、1月10日
- ・ 帝京大可児小学校:6月26日、2月12日
- · 蘇南中学校 : 6月12日、8月30日、10月23日、12月17日、2月18日
- · 中部中学校 : 5月10日、7月22日、9月27日、11月15日、1月17日
- 西可児中学校: 6月24日、8月2日、10月7日、12月9日、2月3日
- 東可児中学校: 5月20日、7月16日、9月30日、11月25日、1月14日
- · 広陵中学校 : 6月10日、8月29日、10月8日、12月11日、2月19日
- · 帝京大可児中学校: 6月19日、12月18日、3月18日
- ※ 委員の訪問(懇談会)の開催月と重なっている月は実施していない。

Ⅳ 広報·啓発活動

【子ども】

- ・4月 「いじめ防止パンフレット」(小学生用、中学生用)の改訂版を市内全小中学校 の児童生徒に配布。
- ・5~6月 いじめ防止ポスターを各小中学校に配布、掲示依頼。
- ・11 月 ポルトガル語版及びフィリピン語版の「いじめ防止パンフレット 改訂版」(小学生用、中学生用)をそれぞれの外国籍児童生徒に配布。
- ・11月 いじめ相談受付連絡先カードを市内全小中学校の児童生徒に配布。

【保護者・市民】

- ・通年 i 広報紙によるいじめ防止協力事業所の活動取組の紹介
 - iiいじめ防止協力事業所を訪問しての活動のお願いと情報交換
 - iiiいじめ防止協力事業所の登録依頼(新規登録6件)
 - iv広報紙、ホームページにいじめ防止関連情報を随時掲載
 - v いじめ防止対策看板の設置に関する協定に基づくいじめ防止を呼びかける電柱看板を追加設置 (9 か所)
- ・4月に「いじめ防止パンフレット 改訂版」(保護者用)、11月に同外国語版を市内小中学校 児童生徒の保護者に配布した。
- ・7月8日に家庭教育学級リーダー研修会において、尾木特別顧問による「尾木ママの子育てなんでも相談会」を開催した。子育てにおいて大切にしたいこと、考えていきたいことを学ぶ会になった。 また、ケーブルテレビ可児 (CTK) で尾木特別顧問出演のいじめ防止啓発番組を制作して放送した。(8月に放送 ①8/10~16 ②8/17~23)
- ・6月27日(木) 岐阜県民生委員児童委員協議会中濃ブロック代表者研修会講師 (橋本委員長)
- ・7月4日(木) 子育て支援者向け 子育て応援講座:講話「こどもの発達と心理/こどもの 発達障がいとは」(水野副委員長)
- ・8月15日、29日 FMらら のトーク番組に出演して、いじめ防止について啓発した。

令和元年度 いじめ防止専門委員会活動の成果と課題

【成 果】

- 1 相談については、児童生徒本人、保護者、学校からのいじめ相談が 13 件及びその他の相談が 3 件の計 16 件の新規案件に対応した。相談件数は、平成 24 年に相談活動が始まってからの8 年間で最も少なかった昨年度と同数であった。学校訪問の懇談時に各学校から話題となるいじめ事案の件数や学校のいじめ認知件数は増加傾向にあるため、各学校でのいじめ事案への早期取組の結果が、当委員会への相談件数を減らす大きな要因と分析することができる。また、相談事案の中には匿名希望で学校への通報を了承されないものもあるため、表面に現れていないいじめ事案も少なからず存在することを認識する必要がある。
- 2 事務局の学校訪問時に、各学校から報告を受けるいじめ事案の主なものを委員会会議で報告事項として報告のみとしていた形から、協議事項として扱うことで事案内容を検討する対応とし、より積極的にかかわってきた。さらに、各学校がかかえる事案の中にはすぐには解決しそうにないケースも含まれていたので、教育委員会・各学校に対していじめ防止専門委員会と意見交流をすると良いと思われるケースを「共有ケース」として位置づけしてもらい、委員会としてより積極的に「いじめ問題」に関わっていくことを提案した。
- 3 引き続き「専門委員のケース担当制」を採用し、事案の子どもの特性や問題の特徴により 適任の委員を選んで、個別の相談に助言するなど丁寧に対応した。

また、委員と相談員の普段からの連絡・相談で一層専門性を活かした対応が可能となっている。

【課題】

- 1 いじめの問題を相談しやすい環境とするため「いじめ防止パンフレット」の配布等行ってきた。今年度の子ども本人の相談件数は3件であった。SOSを出すことができない子どもが増加傾向にある中で、より相談しやすい環境整備と子どもの気持ちに寄り添える支援方法の検討を続けていく。なお、こうした検討のアプローチには、専門委員会の相談活動が始まって8年を経過した中での、子どもたちの委員会認知度等を再確認する作業も必要であると考える。
- 2 いじめの根本解決のために生活支援が求められる事案がますます増えており、個別ケースの解決検討に家庭支援、生活支援などの関係機関との連携協力体制がますます重要になっている。そのため、子育て・健康づくりに関わるこども健康部の各相談窓口との日ごろからの情報交換やいじめ問題対策連絡協議会等既存組織の実用的な運用が必要である。
- 3 いじめの被害者のみならず、いじめをしたとされる子どもの置かれた背景に配慮した、加 害者側へのケア・支援を継続していくことが求められる。

令和2年度 可児市いじめ防止専門委員会活動計画

◎ 基本方針

- ・ 委員会活動を通して、全ての子どもたちが、安心して過ごし、学べる学校及び地域社会と なることに寄与する。
- ・ 「可児市子どものいじめの防止に関する条例」第13条及び「可児市いじめ防止基本方針」 に基づき、通報・相談のあった事案について一つひとつ丁寧に対応し、関係者による解決を 支援していく。
- ・ 子どもを取り巻く全ての関係者・関係機関がいじめの防止に主体的に、相互に連携できる よう、条例、基本方針及び当委員会活動の趣旨についての広報・啓発に積極的に取り組む。

〇 委員会会議の開催

・ 定例会議は、年6回(原則奇数月第4木曜日)の開催とする。また、必要に応じて臨時の 会議を開催する。

〇 委員による学校訪問

・ 委員会と各小中学校の連携をより強化し、いじめ事案への対応を充実するため、希望する 学校といじめ事案の共有を進める。当該事案に関する事務局からのケース報告や担当するケ ースにより適宜委員が当該学校を訪問するなど状況に即した訪問体制を整備する。

○ 通報・相談への取組

- ・ 当委員会への通報・相談がしやすい環境を整える。特に子ども自らが相談しやすい環境づくりに努める。
- ・ 通報・相談及び事案共有を受けたケースに担当委員を決めて事務局との連絡を密にし、委 員会の専門機能を迅速な相談対応に活かす。また、委員による相談者への直接の面接相談の 機会を設けていく。
- ・ いじめたとされる子どものケア及びその保護者の対応について、学校の取組を支援し、学校が対応に困難さを感じている事案については、ケースを共有することや個別ケース会議に参加するなど積極的に助言していく。
- ・ 子育て健康づくりに関わるこども健康部の各相談窓口と日常的に連携し、その知見を統合 して支援に取り組む。
- ・ 相談の中で複数の機関と関わりを持つべき事案については、「いじめ問題対策連絡協議会」 を活用し、情報共有するとともに援助方針を立て、具体的な援助活動を行う。

○ 広報・啓発の取り組み

- ・ 小中学校、PTA、家庭教育学級、青少年育成団体及びいじめ防止協力団体との連携の強 化を図り、いじめ防止に関連する研修の講師依頼に応えることに努力していく。
- ・ いじめ防止パンフレット (小・中学生用) に、専門委員からのメッセージを記載し、「い じめ防止」を子どもたちへ呼びかけるほか、各広報媒体に活動状況を情報提供していく。
- ・ 活動開始から8年が経過したなかで、今後の委員会活動に資するため、各小中学校の児童 生徒が専門委員会をどの程度認識しているかの調査を実施する。

【資料】

- ・ 令和元年度いじめ相談統計資料
- ・ 各委員からの寄稿「委員会活動を振り返って」

令和 元年度 相談経路別受付状況 (4月~3月)

 ∞ $\widehat{\mathbb{S}}$ 9 3 継続中のケース # 10) $\widehat{\infty}$ 繎 16 盂 0 割 Ψ 6 七 岷 0 近隣・知人 0 鹅 斌 0 教育委員会·教育研究所 核 小 核 小 0 ঽ 퐱 害 保健所及び 医療機関 0 医療機関 0 账 颼 朌 0 燄 姍 劉言 0 児童委員 0 子ども相談センター 児童館・キッ ズクラブ 0 呹 氚 朌 0 Ψ 6 割 保健センター 0 干 発達支援センタ 0 くれよん 福祉事務所(こども課) 0 子どもの友人 0 きょうだい 0 その他 邺 苷次银 點 咁 搬 账 \otimes 毲 က က 子ども本人 不够核 その街 問題別 いじめ 盂 その他

※()内は、背年財からの織籠

3月) いじめ相談種類別・年齢別受付状況 (4月~ 元年度 部

# 世勝別			1									
# 2 2 1 2 3 0 1 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	$\widehat{+}$	継続中	1	0	0	3	0	3	1	1	1	10
# 2	*	然	1	0	0	2	0	1	1	0	1	9
# 2 2 1 2 3 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		100	2	0	0	5	0	4	2	1	2	16
# 編		卡										0
# 世齢別		9						-	-		1	3
# 世界記		中沙の年							_			1
世 世 世 開 開 開 開 開 開 開 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		中沙2年										0
世 世 世 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 地 悪 地 地 地 地 か か か か か か か か か か か か か		中孙一	1			1				1		3
世		小学6年				1		-				2
# 世		小学ら年						-				-
世 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		小学4年						-			1	2
世 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		小学の年				3						3
世界 を		小学 2 年										0
#		小学-年	1									1
		未就学児童										0
		年齡別			器物損壞	悪 ロ 脅し文句	からかい 冷やかし	無 視 仲間はずれ	ネットいじめ	┙	0	
こっち からも		_		物理的					ĸ	4	福	
		相談			5	<u></u>	S			その	9 名	

可児市の「いじめの重大事態」の未然防止

―岐阜市の教育「公表会」報告を通してー

1. はじめに

岐阜市の第三者委員会委員長として報告書をまとめた。そこで、岐阜市の教育「公表会」報告を簡潔に述べ、そこから『可児市の「いじめの重大事態」の未然防止』に言及したい。

2. 第三者委員会委員会報告書「要約」

令和元年7月3日、岐阜市立中学校3年生が 転落死をした件で、「第三者委員会としての岐 阜市教育委員会いじめ問題対策委員会」が設置 された。事件の当初より、「いじめがあったの ではないか」「教員間の連携が悪かったのでは ないか」ということが指摘されていた。

本委員会は、報告書を以下の7章にまとめた。 第1章「調査組織と調査の経過」について 第2章「要約」

第3章「認められた事実」

表1 いじめの事実認定34件(公表分23件)

4	部活でボールを思い切り投げつけたり、ラケットでボールをテニスのサーブの ような形で打ってぶつけたりする
5	部活で本生徒の用具を勝手に使い、投げ捨てる
6	文房具を隠す、取られないように渡し合う
7	消しゴムを外や廊下に投げて取りに行かせる
8	給食の時に好きな食べ物を取り上げたり、嫌いな物を押しつけたりする
9	ビンタをする(回数、頻度、強度がいずれも徐々に悪化)
10	部活で試合の賭け事を強要してビンタなどをする
12	ノート・ファイルへの悪質な落書きをする
17	カッターシャツのボタンを引きちぎる
18	漫画を買わせる
19	本(漫画)を借りに行かせる
20	「金払う」「サンドバックになる」「会うたびに土下座」からの選択を強要する

いじめの事実認定34件(公表分23件)

	巨額の金銭を支払わせる内容の誓約書を書かせる(卒業後も毎月1000円支払うことを要求)
22	金銭を要求する(2万円以上)
23	トイレの大便器(和式)の前で土下座からおじぎをさせる
24	大声で「本生徒がトイレに頭を突っ込んだ」と教室で言いふらす
25	トイレで土下座をさせた後、「もう1回トイレに行く!?」と脅す
29	水泳の際、身体にマジックで落書きをする
30	大会の団体戦で敗れた際、ペットボトル(あるいは水筒)を壁(あるいは床)にぶつける
31	蹴る・殴る・首を絞める
32	部活で試合の賭け事を強要して現金を要求する
33	自分で破損させた部活の道具代を要求する
34	親の栗口を直接本人に言う

その結果、本委員会として、「本生徒の死」を以下のように捉えた。

第4章では、「自死の要因に関する検証」

委員長 橋本 治

- 1 多くの「いじめ」が日を追う毎に激しくなり、 自死の主要因となった。
- 2 学校のいじめへの対応の不十分さによって、 いじめの激化を止めることができなかった。

第5章「いじめの心理」

第6章「実効性のある再発防止策の提言」 第7章「まとめ」

6月17日(月)の「アンケート」(第3章 認められた事実より)から、6 月27日の「学校いじめ防止等対策推進会議」までの具体的な取り 組みの詳細を考察して

日時	具体的な取 り組み	認識	法からのコメント	考察位置
6月17日	担任は、	担任は、アン	提言⑤と同じく、	
~	アンケート	ケートを集計する	国の基本方針P6	
6月21日、	を集計して	際、「」を「い	いじめに係る情報	第3節 教員へ
24日	学年主任に	じめという認識」	が教職員に寄せら	の提言⑥
	提出する。	でみていない。	れた時は、教職員	
	報告文は、	提出された資料	は、他の業務に優	第4節 学校へ
	学年	は、「」が抜け	先して、かつ、即	の提言⑥
	主任は、そ	ており、学年主	日、当該情報を速	
	れを生徒指	任・生徒指導主事	やかに学校いじめ	第5節 教育委
			組織に報告し、学	
	出する。		校の組織的な対応	提言⑥
			につなげる必要が	
		はいない。_	<u>ある。</u>	

- 3. 可児市「いじめの重大事態」の未然防止へ「初期段階のいじめへの対応」を再確認したい。
- (1) いじめが起きる初期の段階(早期発見) 小学校・中学校・高等学校等どの年齢にも起き うることで、いわば「初期消火」を意味する。
- (2) いじめとは呼べないような、人と人との関わりの形成期に起きる問題(未然防止)

幼稚園・保育園はもちろん、小学校低学年も含 んだ「低年齢」という意味での対応

(3) 人間関係ならどの年齢段階にもある

(早期発見・未然防止)

令和元年度を振り返って

副委員長 水野香代

令和元年度(平成31年度)の委員会活動を 振り返ろうとすると、新型コロナウイルス感染 症(COVID-19)に触れない訳にはいかない。

私自身、1月の時点では、海外での出来事という淡い認識であった。2月に日本国内の感染者が発表されてから危機感が増したが、まだ他人事だった。3月以降は感染が拡大し、学校は臨時休校になり、日常生活は大きく変わった。この原稿を書いている4月には、岐阜県でも緊急事態宣言が発表され、休校は5月6日まで延長された。学校だけでなく、保育所や幼稚園、働く大人の環境にも大きな影響がある。今後の見通しも持ちにくい。これまでに経験したことのない脅威を感じつつ、「不要不急の外出を自粛する・人との接触を減らす・距離を保つ」生活が続いている。

そんな中、子どもたちは家でどのような生活 を送っているのだろうか。様々なケースを想像 してみる。

○毎日楽しく登校していた子どもは、休校になったことで、寂しく、物足りない思いをしているだろう。学習の場をどう保障するのか、もっと議論されていいように思う。

○いじめを受けていた子どもは、休校になった ことで直接いじめられる機会が減り、ほっとし ているかもしれない。家庭での生活で、安心感 を取り戻してほしい。

○コロナ以前から学校に行けず、家にいた子どもは、休校になったことで、「自分だけ休んでいる」という負い目が軽減され、少しは楽な気持ちで家で過ごせているかもしれない。これまで、不登校の家族が直面してきたであろう「家で勉強をどうするのか」「子どもの昼食をどう

するのか」「親が仕事に行くと家で一人になってしまう」という現実的な課題を、多くの家族が共有することになった機会とも言える。

○家が安心・安全でない子ども。家庭の中に虐待やDVがある状況で、家で過ごす時間が長期化するのは、子どもが被害を受けるリスクが高くなってしまう。貧困の問題があれば、三食きちんと食べられない子どももいるだろう。いずれも、子どもの安否確認がしにくく、子どものSOSをキャッチしにくい今の状況が続くのは好ましくない。電話相談を利用してもらったり、既につながっている支援機関がフォローしたり、できる支援をするしかない。

○新たないじめが起こる可能性もある。大人には見えないところで、SNSを使ったいじめが発生することは大いにあり得る。アンテナを高く張っておく必要がある。また、コロナ関連のいじめや差別は、既に報道で耳にすることもある。子ども社会だけではなく、大人社会でも起こっていることに、大人として目を背ける訳にはいかない。それは、個人の中にある負の感情や差別意識から、目を逸らさないということだと私は思う。

今私たちができるのは、思考停止にならないことだと考えている。学び方も働き方も、生活スタイルも、いつか元に戻るだろうと安穏としてはいられない。今こそ、自分たちの当たり前を棚に置き、歴史や、海外の実践から学ぶ柔軟な姿勢が必要だと思う。そして、より多様な、小さい声がかき消されないような社会を作っていく。そんな使命感を抱いて、これからの仕事を行っていきたい。

「いじめ事案の見極め」

委員 掛布 真代

- ◆私は法律の専門家として当委員会に関与している。専門家の存在意義は、求められた場合に専門的知見を提供することで、呼ばれもしない現場に首を突っ込んだり、求められないことを勝手に始めたりすることは(通常は)ない。いじめ防止専門委員会は、基本的には持ち込まれた事案に対応する。したがって、いじめの事案は、現場の先生方のアンテナで捕捉され、持ち込まれなければ、我々の前に現れることはない(当事者からの相談については、また別の側面があるが、今回は紙幅の関係で割愛する)。
- ◆例えば「数人の生徒が教室で『プロレスごっこ』をしていた」という事案で、その情報だけでは、それが実は深刻なケースとして対応を要するいじめなのか、そうでないのか見極めは難しい。事実確認をする教員に、いじめをキャッチするアンテナがないと、必要な情報が得られず、重大なのかそうでないのか判断ができないこともある。そこで、いじめの事案を認知した場合に、どのような要素に着目してほしいか、という視点を提供することも、私の役割の一つであると考えている。
- ◆和久田学「いじめの科学(日本評論社,2019)」では、学校現場でのいじめ対応が法や科学ではなく、教師の経験則で行われてきたと指摘し、そのため①経験のない教師を中心に、どのケースが深刻で、どのケースが軽微なのかが判断できないという問題点を指摘している。

この問題は、②いじめにどのように対処すればよいのかわからないので、「あれはいじめではない」という消極的な評価に傾きがちである、という問題と一体である。

◆同書は、①について

- ・加害者と被害者が対等でないこと
- ・加害者に、自分にはいじめをする正当な理由 や権利がある、などという誤った認識があるこ と、という注意すべき2つのポイントを挙げて いる。

大人の社会のハラスメントでは、上司と部下、 男性と女性など、当事者が対等でない類型について特別な法規制があることを考えれば、理解しやすいだろうか。このようなケースは当事者同士では解決が難しく、長期化、深刻化しやすいため、教師など外部の介入が必要となる。

- ◆②については、
- ・いじめは許されないというメッセージを教師が明確に示すこと
- ・自分自身の被害体験の他, DV やハラスメント, 教師の不適切な指導などから子どもはいじめの手口を学ぶため, 子どもの前に加害や支配のモデルを提示しないこと, 既に学習している場合には, その影響を取り除くこと, などが提案されている。
- ◆ところで、いじめ防止対策推進法における「いじめ」の定義は、非常に広範なものである。しかし、例えば些細な人間関係のすれ違いについてまで、全て学校の介入を要することになれば、子どもたちが自分の力で問題を解決したり、他人と関わるスキルを学ぶ場がなくなってしまう。そのため法は、介入の具体的な方法(=深刻な事案かどうかの見極め)については、基本的には学校の裁量に委ねている。学校がいじめを捕捉した場合に、その事案が重大で、大人の介入を要するかどうかの見極めは、「子どもたちが自分でそのトラブルを解決できるかどうか」の見極めでもある。

令和元年度いじめ防止専門員会活動の中で感じた2つのこと

令和元年度においても、例年のごとく、様々ないじめケースが委員会に上げられ、検討を重ねてきたが、その中で特に感じた懸念とその解決の困難性について述べたい。

1 重大ないじめが見落とされているのでは との懸念

岐阜市でいじめによる自殺という事件が発生し、報道された。そのため、この自殺ケースと本委員会にあげられてくる各ケースを重ね合わせながら、ケース検討を行うという姿勢が自分の中に自然に生じていた。

本年度委員会に上げられてくるケースの 大半が、いじめが小さいうちに上げられてく るものだった。さらに、この小さいうちから、 学校等が真摯に適切に対応している状況が 確認でき、岐阜市のような悲惨なケースを生 み出す前に、未然に防止されているとの感を 強くさせてもらえたことは幸いだった。

しかし、そこで安心してはならない。どこか盲点があって、重大ないじめケースが見落とされているのではとの懸念、不安を感じている自分がいることも確かだった。

可児市においていじめに関わる各機関(もちろん当委員会も)が、現状に安心することなく、もしかして重大なケースを見落としているのではとの危機意識を共有して、いじめ問題に対応していきたいと強く願った。

2 いじめ問題解決の困難性

各学校等でいじめ解決への取り組みが真 摯になされているが、そうであればこそ、と ても困難な課題をいくつも抱えながら、取り 組んでいるのではと思えてならない。

① いじめが発生した際の対応

委員 梶井 悟

被害児に対して、その気持ちに寄り添い 味方になることが、その対応の中心になる。 加害児に対しては、いじめは人として許さ れないことを説き、強く禁止することにな る。いずれにしろ、その対応は表面をなぞ るものではなく、子どもの個々の具体的な 状況に配意した、心深く突き刺さるものと しなければならない。

② 被害児、加害児の保護者対応

被害児、加害児の保護者にも必然的に対応しなければならなくなる。双方の保護者はそれぞれの保護者としての違う感情が働き、相手の子どもや保護者、学校の運営等につき、問題を、時にはクレームをつきつけてくる。そうした保護者の感情を緩和し、保護者間の良好な関係づくりにも臨まなければならない。

③ 子ども集団づくり

被害児、加害児をその所属集団への良好な今後の適応についても配意する必要がある。また、さらにいじめを乗り越える集団づくりを展望しなければならない。

④ いじめの背景にある個別的な問題

被害児、加害児ともに子ども自身の器質的な問題や、その家庭等の複雑で深刻な問題が潜んでいることも多い。その場合、その問題の改善、解決も並行して行う必要がある。その際には、関係する専門機関等との連携も必要になる。

以上、被害児、加害児、その保護者への個別的な対応、その所属する集団への対応、そうした個別的な対応と集団への対応の統一、さらに他機関との連携、等対応はとても多義で広範囲なものとなる。言うは易いが、行うのはとても困難な対応だと思う。